

豊島区監査委員公告第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、
令和6年度行政監査結果の報告に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和7年10月23日

豊島区監査委員	小 沼 博 靖
同	中 川 貞 枝
同	鈴 木 利 治
同	細 川 正 博

7 豊総総発第1000号

令和7年8月29日

豊島区監査委員 様

豊島区長 高際 みゆき

令和6年度に実施した監査結果報告における監査委員指摘、指導及び
意見・要望に対する改善等措置及び検討状況の報告方について（回答）

標記の件につきまして、意見の付された事項への措置を講じましたので、
地方自治法第199条14項に基づき、別紙のとおり通知します。

**令和 6 年度行政監査結果報告における
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2 2 指導事項	(1) 議事録について
監査結果報告における指導事項		
(1) 議事録について 豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱第 5 条第 2 項第 5 号において、プロポーザル方式業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の事務局は、議事内容の概要を記録するものとするとして規定されている。 しかし、議事録を整備、保管していない選定委員会が複数あった。 議事録は業者選定に関しての議論過程やプロポーザル方式による契約の手続きについて、公平性や透明性、客観性が確保されているかを確認する重要な資料となることから、議事録の整備、保管を徹底されたい。 （対象課：情報システム標準化担当課長、文化デザイン課、自立促進担当課長、子ども若者課、児童相談課）		

上記の指導事項に対する措置状況等

対 象 課		政策経営部情報政策課（旧：情報システム標準化担当課長）
原因・理由・背景などの事情説明		当該要綱に対する認識が不足しており、議事メモの作成と共有のみとしたケースがあった。
措置の状況	いつ （いつまでに）	次回のプロポーザル実施時までに
	誰が （どこが）	情報政策課の職員が
	何を （どこを）	選定委員会の開催時には議事録の作成が必須であることを
	どのように措置（改善）した（する）	認識する。 また、そのチェック機能を果たすべき係長級の職員の意識向上のため当該取扱いを係長会の議題とし共有した。
情報の共有		令和 7 年 7 月 1 4 日 周知済 関連画像等があれば貼付する

対 象 課		文化スポーツ部文化企画課（旧：文化デザイン課）
原因・理由・背景などの事情説明		プロポーザル時に議事内容の概要を記録することについて、担当者の認識が不足しており、確認体制も十分ではなかった。
措置の状況	いつ（いつまでに）	令和7年7月15日
	誰が（どこが）	課長及び各係長が
	何を（どこを）	プロポーザル方式業者選定委員会実施時に、事務局が議事内容の概要を記録し保管することを
	どのように措置（改善）した（する）	課内職員全員に注意喚起し、メールでも指導内容を改めて通知した。 関連画像等があれば貼付する
情報の共有	措置状況に関する周知	令和7年7月15日 周知済

対 象 課		福祉部自立支援担当課（旧：自立促進担当課長）
原因・理由・背景などの事情説明		豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱に選定委員会議事内容の概要を記録するものとあるにもかかわらず、当課において当該要綱の確認不足から令和2年度実施のプロポーザルでは議事録が保管されていなかった。当課においては、プロポーザル方式による委託事業者の選定は3年に1度しか行われておらず、マニュアル等による業務の引継ぎが行われていなかったことが要因と考える。
措置の状況	いつ（いつまでに）	令和7年中
	誰が（どこが）	自立支援担当課
	何を（どこを）	プロポーザルに関するマニュアル
	どのように措置（改善）した（する）	プロポーザルを実施するにあたり、その流れやスケジュール感、留意すべき事項などを踏まえたマニュアルを新たに作成し、マニュアル中に選定委員会議事録の作成と保管について記載する。 関連画像等があれば貼付する

情報 の 共有	措置状況に関する周知	令和7年12月31日までに周知予定
---------------	------------	-------------------

対 象 課		子ども家庭部子ども若者課
原因・理由・背景 などの事情説明		選定委員会の事務局において議事録作成の必要性、重要性を十分に理解しておらず、記録、保管についても認識が浸透していなかった。 またプロポーザルは同業務において通常3年に1回となっており、担当者の変更等によりノウハウが蓄積されにくいという背景はあるものの、プロポーザル方式実施取扱要綱の確認も不十分であった。 当該事業に限らず、今後プロポーザルを実施する際には手順に漏れや不足がないか、取扱要綱の確認その他必要なチェックを実施する必要がある。
措置 の 状況	いつ (いつまでに)	令和7年7月15日
	誰が (どこが)	子ども若者課
	何を (どこを)	プロポーザル手順チェックリスト
	どのように 措置(改善) した(する)	手順のチェックリストを作成し、課内周知を行う。チェック項目欄には「豊島区プロポーザル実施取扱要綱」の該当する条項を記載することで確認を容易にする。また担当者1名のみに任せるのではなく、複数の目で確認できるようにする。 ※なお令和6年度の同事業プロポーザルにおいては、すべての選定委員会の議事録を作成した。 関連画像等があれば貼付する
情報 の 共有	措置状況に関する周知	令和7年7月15日周知済み

対 象 課		子ども家庭部児童相談課
原因・理由・背景 などの事情説明		児童相談所の開設に向け、複数の案件について並行してプロポーザル方式による事業者選定を進めていたところ、一方は議事録を整備、保管していたが、他方では要綱の理解が十分ではなく、それができていなかった。
措置 の 状況	いつ (いつまでに)	令和7年8月29日までに
	誰が (どこが)	児童相談課
	何を (どこを)	指導事項及びプロポーザル方式実施要綱の周知

	どのように措置（改善）した（する）	メールにより課内の職員に対して、指導事項（当課非該当事項を含む。）及びプロポーザル方式実施要綱の周知を行い、今後プロポーザルが実施される場合においては、要綱の記載内容を順守するよう指示する。 関連画像等があれば貼付する
情報の共有	措置状況に関する周知	令和7年8月29日 周知済

**令和 6 年度行政監査結果報告における
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2 2 指導事項	(2) 募集要項の不備について
監査結果報告における指導事項		
(2) 募集要項の不備について ① 選定評価基準における価格の優位性に関する項目について 豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱第 8 条第 2 項において、業者を選定するための評価基準には価格の優位性に関する項目を必ず設け、その点数は合計点の 1 割を下回らないものとするとして規定されている。 しかし、価格の優位性に関する項目を設けていないものや、その点数が合計点の 1 割を下回っているものが複数あった。 プロポーザル方式による契約はサービスと質だけでなく、価格との総合評価によって契約の相手方を決定する契約方式であることから、価格の優位性に関する規定を遵守し、適正な事務処理をされたい。 (対象課：シティプロモーション課、広報課、区民相談課、人事課、財産運用課、自立促進担当課長、ウォークブル推進担当課長、都市基盤担当課長、土木管理課)		

上記の指導事項に対する措置状況等

対 象 課		政策経営部シティプロモーション課
原因・理由・背景などの事情説明		価格もプロポーザルにおいて重要な評価項目である認識はあったものの、評価基準に必ず入れなければならないという認識が薄く、採点基準（評価基準）に明記していなかった。職員の知識不足及び「豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱」の確認が甘かったことに起因する。
措置の状況	いつ (いつまでに)	今年度分契約より（指導直後より）
	誰が (どこが)	課内全員
	何を (どこを)	契約事務について
	どのように措置（改善）した（する）	指導事項に関して下記の通り課内周知し、再発防止を図った。 ・プロポーザル実施においては価格も重要な審査項目であること ・上記を理解したうえで、評価基準に必ず項目として入れ込むこと ・点数は、全体の点数の 1 割を下回らないよう設定すること ・プロポーザル方式を採用する際には、複数の目で「豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱」を確認すること ※R7 年度実施の別事業でのプロポーザルにおいては、1 次審査（50 点満点）のうちの 10 点を「提案金額」として指標設定している
情報の共有	措置状況に関する周知	令和 7 年 3 月 1 日 課内周知済

対 象 課		政策経営部広報課
原因・理由・背景 などの事情説明		評価項目と審査基準について、企画力やデザイン力などを重視して設定したところ、価格の優位性に関する項目の点数が合計点の 1 割を下回る設定となっていた。 担当者、確認者ともに認識が不十分であったことが原因と思われる。
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和 7 年 7 月 22 日
	誰が (どこが)	広報課
	何を (どこを)	「プロポーザル実施取扱要綱」の審査基準「価格の優位性に関する項目」について
	どのように 措置（改善） した（する）	「豊島区プロポーザル実施取扱要綱」について正しく理解し、評価表作成の際、点数が合計点の 1 割を下回らないように設定する。 また、次回以降のプロポーザルでも再度対応を誤ることがないよう、注意喚起を引き継ぐ。 関連画像等があれば貼付する
情報 の 共 有	措置状況に 関する周知	令和 7 年 7 月 22 日周知済み

対 象 課		政策経営部区民相談課
原因・理由・背景 などの事情説明		価格以外の選定評価基準を重要視したことによる。
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和 7 年 8 月
	誰が (どこが)	区民相談課
	何を (どこを)	評価項目の配点割合を見直す
	どのように 措置（改善） した（する）	豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱第 8 条第 2 項「評価基準には価格の優位性に関する項目を必ず設け、その点数は合計点の 1 割を下回らないものとする。」との規定を遵守し、令和 7 年度実施の「豊島区役所コールセンター運営業務委託」のプロポーザルにおいて、募集要項の中に「審査基準」及び是正した「配点」を記載し、参加希望事業者に向け公表した。 関連画像等があれば貼付する
情報 の 共 有	措置状況に 関する周知	令和 7 年 8 月 6 日 周知済

対 象 課		総務部人事課
原因・理由・背景などの事情説明		人材派遣契約においては、業務に適した人材を迅速かつ安定的に供給する能力を有しているかを判断する必要がある、契約金額だけでなく、事業者の信頼性、適格性、継続性等の能力を多角的な視点で審査する必要がある。 これまで、価格の優位性以外の評価基準に重きを置いていた。
措置の状況	いつ (いつまでに)	令和8年度プロポーザル実施時
	誰が (どこが)	人事課
	何を (どこを)	価格の優位性に関する項目の点数が合計点の1割を下回らないよう評価基準及び配点の見直し
	どのように 措置（改善） した（する）	評価基準の見直しを行うとともに、価格の優位性が合計点の一割を下回らないよう配点の調整を行う。 上記担当者へ周知済 関連画像等があれば貼付する
情報の共有	措置状況に関する周知	令和7年6月17日周知済

対 象 課		総務部総務課（旧：財産運用課）
原因・理由・背景などの事情説明		・令和3年12月8日に実施した「豊島区庁用車運行管理業務請負」のプロポーザルにおいて、評価基準の価格の優位性に関する項目の点数が25点/550点となっており、合計点の1割を下回っていたことに対して指摘を受けた。これは、平成28年11月に実施した同業務請負のプロポーザルにおいて同様の過ちがあったにもかかわらず、前例踏襲で行ったことが原因だと考えられる。 ・これ以降に実施した令和4年7月の「豊島区役所本庁舎総合案内業務請負」のプロポーザルでは同項目の点数を25点/100点と合計点の1割を上回るように実施しており、以後同様に改善が図られている状況である。
措置の状況	いつ (いつまでに)	令和4年7月4日
	誰が (どこが)	総務課 庁舎グループ（旧財産運用課 庁舎グループ）
	何を (どこを)	プロポーザル方式実施に当たっての審査選考採点基準

	どのように措置（改善）した（する）	令和 7 年 4 月の組織改正以降、改めて総務課内で、本指摘事項を共有するとともに、今後実施するプロポーザル方式の審査選考採点基準については、価格の優位性に関する項目の点数が合計点の 1 割を下回らないように作成する必要があることを周知した。 関連画像等があれば貼付する
情報の共有	措置状況に関する周知	令和 7 年 7 月 1 8 日 周知済

対 象 課		福祉部自立支援担当課（旧：自立促進担当課長）
原因・理由・背景などの事情説明		評価基準の作成にあたり、基準案を作成した段階では 100 点満点中 10 点が価格の優位性の項目に割り振られており、豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱にある価格の優位性にかかる項目の配点が合計点の 1 割を下回らないことを満たしていたが、選定委員会による協議により評価項目を増やしたことで、評価は 110 点満点となったにもかかわらず、価格の優位性の項目に割り振られた点数が 10 点のままであった。これは、評価基準の作成時にダブルチェックが行われていなかったことが要因と考えられる。
措置の状況	いつ（いつまでに）	令和 7 年中
	誰が（どこが）	自立支援担当課
	何を（どこを）	プロポーザルに関するマニュアル
	どのように措置（改善）した（する）	プロポーザルを実施するにあたり、その流れやスケジュール感、留意すべき事項などを踏まえたマニュアルを新たに作成し、マニュアル中に作成した要綱や様式、基準等のダブルチェックを実施することを盛り込む。 関連画像等があれば貼付する
情報の共有	措置状況に関する周知	令和 7 年 12 月 31 日までに周知予定

対 象 課		都市整備部ウォーカブル推進担当課長
原因・理由・背景 などの事情説明		「豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱」の理解が不十分であったため、二つの案件について価格の提出は求めたが、規定の評価基準を設定していない又は合計点の1割を下回る内容となっていた。
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	8月末
	誰が (どこが)	ウォーカブル推進担当課長
	何を (どこを)	プロポーザル方式実施に関する注意事項を作成
	どのように 措置（改善） した（する）	課係長会にて、プロポーザル方式による業者選定においても、価格の優位性に関する規定の順守徹底について周知した。
情報 の 共 有	措置状況に関 する周知	令和7年8月29日 周知済

対 象 課		都市整備部都市計画課（ウォーカブル推進担当課長、(旧)都市基盤担当課長）
原因・理由・背景 などの事情説明		「豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱」の理解が不十分であったため、いずれの案件も価格の提出は求めたが、規定の評価基準を設定していなかった
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	8月末
	誰が (どこが)	都市計画課長
	何を (どこを)	プロポーザル方式実施に関する注意事項を作成
	どのように 措置（改善） した（する）	次回のプロポーザル選定の実施に備えて、都市計画課内各課長及び各係長へ周知し注意喚起を行う
情報 の 共 有	措置状況に関 する周知	令和7年8月29日 周知済

対 象 課		都市整備部土木管理課
原因・理由・背景 などの事情説明		豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱第 8 条第 2 項を正確に把握していなかった。
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和 6 年度
	誰が (どこが)	土木管理課
	何を (どこを)	評価基準 (評価審査表)
	どのように 措置 (改善) した (する)	評価基準の価格の優位性を、合計点 100 点に対し 10 点に設定した。 関連画像等があれば貼付する
情報 の 共 有	措置状況に関 する周知	令和 7 年 7 月 30 日 周知済

**令和 6 年度行政監査結果報告における
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2 2 指導事項	(2) 募集要項の不備について
監査結果報告における指導事項		
(2) 募集要項の不備について		
②選定評価基準及び評価方法の公表について		
豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱第 9 条において、選定評価基準及び評価方法は募集要項に掲げる事項として規定されている。		
しかし、募集要項に選定評価基準を公表していないものや評価方法を明確に記載していないものが複数あった。		
選定評価基準や評価方法は選定手続きの透明性や公平性確保の観点から、特段の理由がない限り、あらかじめ選定プロセスを明示することが必要である。事業者の選定過程において重要な役割を果たし、提案内容の向上にもつながるものであることから、適切に選定評価基準及び評価方法の公表をされたい。		
(対象課：情報システム標準化担当課長、総務課、人事課、総合窓口課、税務課、収納推進担当課長、子ども若者課、児童相談課)		

上記の指導事項に対する措置状況等

対 象 課		政策経営部情報政策課（旧：情報システム標準化担当課長）
原因・理由・背景などの事情説明		第 1 回選定委員会において、案件の特異性から選定評価基準及び評価方法を公表しないことが、より良い提案につながると判断・決定された
措置の状況	いつ (いつまでに)	次回のプロポーザル実施時まで
	誰が (どこが)	情報政策課の職員が
	何を (どこを)	選定委員会の議論等を踏まえつつも、評価基準や評価方法の公表が要綱に規定されることを
	どのように 措置（改善） した（する）	認識し、部分公開等の代替策を実施する 関連画像等があれば貼付する
情報の共有	措置状況に関する周知	令和 7 年 7 月 1 4 日 周知済

対 象 課		総務部総務課
原因・理由・背景などの事情説明		評価項目がシステム要件など非常に多岐に渡ることや、本区のシステム要件などを不特定多数に公開することになることを懸念していた。 したがって、ホームページ上の企画提案実施要領では、大まかな評価実施方法と評価基準のみを掲載していた。(具体的な評価項目・評価基準・

		配点については、プロポーザル参加企業に対して、追加資料として公表していた。)
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	今後プロポーザルを実施する際には
	誰が (どこが)	総務課
	何を (どこを)	選定評価基準・評価方法・配点など
	どのように 措置 (改善) した (する)	情報セキュリティ上の非公開情報などを除き、透明性や公平性確保の観点から、選定評価基準・評価方法・配点などをホームページ上に掲載するよう改善する。 (令和3年度に既に本件のプロポーザルは終了しており、令和4年度から現在に至るまで、公文書管理システム構築業者が、運用保守を継続している。) 関連画像等があれば貼付する
情報 の 共 有	措置状況に関する周知	令和7年7月18日 周知済

	対 象 課	総務部人事課
	原因・理由・背景 などの事情説明	選定評価基準の公表を行わないことで、提案力の高さより図ることが出来ると考えたため。
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和8年度プロポーザル実施時
	誰が (どこが)	人事課
	何を (どこを)	選定評価基準及び評価方法
	どのように 措置 (改善) した (する)	募集要項に記載・公表する 上記担当者へ周知済 関連画像等があれば貼付する
情報 の 共 有	措置状況に関する周知	令和7年6月17日 周知済

対 象 課		区民部総合窓口課
原因・理由・背景などの事情説明		募集要領作成時において、選定評価基準及び評価方法の記載について職員の認識が不足していたため、提案書の記載内容及び評価項目のみを公表していた。
措置の状況	いつ (いつまでに)	令和8年度に実施予定の総合窓口課窓口業務委託等業務委託のプロポーザル方式実施時に
	誰が (どこが)	豊島区総合窓口課窓口業務等業務委託業者選定委員会が
	何を (どこを)	業者選定における、選定評価基準及び評価方法について
	どのように 措置（改善） した（する）	募集要項に選定プロセスを明示する。 関連画像等があれば貼付する
情報の共有	措置状況に関する周知	令和7年7月31日 周知済

対 象 課		区民部税務課
原因・理由・背景などの事情説明		選定における評価基準は作成しているが、募集要項に評価基準や評価方法の記載がされていない。
措置の状況	いつ (いつまでに)	指導事項を受け次回のプロポーザルによる契約募集時まで
	誰が (どこが)	プロポーザルによる契約担当者
	何を (どこを)	募集要項
	どのように 措置（改善） した（する）	評価基準及び評価方法を明確に記載する
情報の共有	措置状況に関する周知	令和7年2月20日 周知済

対 象 課		区民部収納推進担当課長
原因・理由・背景などの事情説明		選定における評価基準は作成しているが、募集要項に評価基準や評価方法の記載がされていない。
措置の状況	いつ (いつまでに)	指導事項を受け次のプロポーザルによる契約募集時までに
	誰が (どこが)	プロポーザルによる契約担当者
	何を (どこを)	募集要項
	どのように 措置（改善） した（する）	評価基準及び評価方法を明確に記載する
情報の共有	措置状況に関する周知	令和 7 年 2 月 20 日 周知済

対 象 課		子ども家庭部子ども若者課
原因・理由・背景などの事情説明		選定委員会の事務局において選定評価基準の必要性、重要性を十分に理解しておらず、認識も浸透していなかった。 またプロポーザルは同業務において通常 3 年に 1 回となっており、担当者の変更等によりノウハウが蓄積されにくいという背景はあるものの、プロポーザル方式実施取扱要綱の確認も不十分であった。 当該事業に限らず、今後プロポーザルを実施する際には手順に漏れや不足がないか、取扱要綱の確認その他必要なチェックを実施する必要がある。
措置の状況	いつ (いつまでに)	令和 7 年 7 月 15 日
	誰が (どこが)	子ども若者課
	何を (どこを)	プロポーザル手順チェックリスト
	どのように 措置（改善） した（する）	手順のチェックリストを作成し、課内周知を行う。チェック項目欄には「豊島区プロポーザル実施取扱要綱」の該当する条項を記載することで確認を容易にする。また担当者 1 名のみに任せるのではなく、複数の目で確認できるようにする。 ※なお令和 6 年度の同事業プロポーザルにおいては、評価基準及び評価方法を記載。 関連画像等があれば貼付する

情報 の 共有	措置状況に関する周知	令和 7 年 7 月 15 日周知済み
---------------	------------	---------------------

対 象 課		子ども家庭部児童相談課
原因・理由・背景 などの事情説明		選定評価基準及び評価方法について定めていたものの、当該事項が要綱において、募集要項に掲げる事項として定められている認識がなかった。
措置 の 状況	いつ (いつまでに)	令和 7 年 8 月 29 日
	誰が (どこが)	児童相談課
	何を (どこを)	指導事項及びプロポーザル方式実施要綱の周知
	どのように 措置 (改善) した (する)	メールにより課内の職員に対して、指導事項 (当課非該当事項を含む。) 及びプロポーザル方式実施要綱の周知を行い、今後プロポーザルが実施される場合においては、要綱の記載内容を順守するよう指示する。 関連画像等があれば貼付する
情報 の 共有	措置状況に関する周知	令和 7 年 8 月 29 日 周知済

**令和 6 年度行政監査結果報告における
監査委員指導に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2 2 指導事項	(2) 募集要項の不備について
監査結果報告における指導事項		
(2) 募集要項の不備について		
③ 提案限度価格の記載について		
提案限度価格を公表する場合は、募集要項に掲げる事項として豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱第 9 条に規定されている。		
しかし、積算査定中であつたが、募集期間への影響もあるため、提案限度価格を記載しないまま募集要項を公表していたものがあつた。		
提案限度価格決定後は、プロポーザル参加事業者（以下「参加事業者」という。）に金額の提示をしたとのことだが、参加事業者は提案限度価格をもとに自己提案金額を算出することになる。価格が選定評価基準の項目の 1 つになっていることを考慮すると、提案限度価格は参加事業者だけでなく新規に参入しようと考えている事業者（以下「新規事業者」という。）にとっても契約内容や条件を確認する重要な項目であり、参加の可否を決定する判断材料となる。		
適切な募集要項の公表により契約情報の透明性を高め、参加事業者や新規事業者への公平な情報提供を行われたい。		
（対象課：総合窓口課）		

上記の指導事項に対する措置状況等

対 象 課		区民部総合窓口課
原因・理由・背景などの事情説明		募集要領作成時において、次年度の新規・拡充事業選定による予算査定が完了していなかったことにより、提案限度額を公表することができなかった。
措置の状況	いつ（いつまでに）	令和 8 年度に実施予定の総合窓口課窓口業務委託等業務委託のプロポーザル方式実施時に
	誰が（どこが）	豊島区総合窓口課窓口業務等業務委託業者選定委員会が
	何を（どこを）	募集要領における、提案限度価格を
	どのように措置（改善）した（する）	プロポーザル実施スケジュールおよび次年度の予算査定が決まるように庁内調整を行い、募集時に限度額を公表できるようにする。 関連画像等があれば貼付する
情報の共有	措置状況に関する周知	令和 7 年 7 月 3 1 日 周知済

**令和 6 年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2 3 意見・要望	(1) 外部委員の選任について
監査結果報告における意見・要望事項		
(1) 外部委員の選任について 豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱（以下「要綱」）第 5 条第 2 項第 2 号において、選定委員会は、当該業務に関連する部課長のほか、業務内容、重要度及び規模に応じて適宜学識経験者や公募区民を外部委員として加えることができるとしているが、今回監査対象とした全ての選定委員会において、外部委員を選任していたところはなかった。 業務内容の特性や専門性に応じて、学識経験者や公募区民等の外部委員を活用することは、専門的、客観的な意見等が反映できるだけでなく、区民ニーズに即した事業実施や区民サービスの向上につながることが期待される。さらに、選定手続きや審議についても公平性や透明性を高めることができる。 ところが、要綱第 5 条第 4 項によると、外部委員を加えるためには選定委員会を区の附属機関として設置することが規定されているため、「豊島区附属機関設置に関する条例」の改正等が必要となる。プロポーザル方式に係る諸手続きに加え、条例改正の時間等も要することから、要綱の規定が外部委員選任の障壁になっているものと推察する。 外部委員を選任するには選定委員会を附属機関に位置付けることが必要なのか、法律上の根拠や背景を確認しながら、最近の他自治体の動向も参考に改めて検討されたい。 (対象課：契約課)		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課		総務部契約管財課（旧：契約課）
原因・理由・背景などの事情説明		要綱により、外部委員を選任するには附属機関を設置することと定められており、その場合条例改正が必要となるため、外部委員選任のハードルが高くなっている。
措置の状況	いつ (いつまでに)	今年度内
	誰が (どこが)	契約管財課
	何を (どこを)	外部委員を選任するには委員会を附属機関に位置付けることが必要か
	どのように措置（改善）した（する）	地方自治法の逐条解説によると、合議制の機関であれば、構成員が当該団体の職員のみで構成されている場合を除き、附属機関とされ、法律で定められているもの以外は条例で規定すべきであると解されている、とのことであった。プロポーザルの選定委員会及び評価委員会が合議制であるべきか、また、合議制である必要がない場合どのような要綱改正を行えば附属機関を設けず外部委員を選任できるか等、引き続き総務課と協議を行い、要綱改正の必要性を含め検討を行う。 関連画像等があれば貼付する
情報の共有	措置状況に関する周知	引き続き検討を行い、条例設置の必要性がないという結論が得られれば、今年度内に要綱改正のうえ、周知予定

**令和 6 年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2 3 意見・要望	(2) 募集要項の公表期間について
監査結果報告における意見・要望事項		
(2) 募集要項の公表期間について 豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱第 10 条第 2 項において、プロポーザル方式実施の公表期間を原則 3 週間以上と定めているが、今回の監査で確認したところ、公表期間を 3 週間未満としていた契約が 60 件中 38 件あった。 契約の目的、業務内容や規模等に応じて、適切な募集期間を設定することが重要であるため、募集期間が十分に確保できないと参加事業者数へ影響する可能性がある。 また、新規事業者にとっては提案書の作成に時間や労力が必要となることから、競争参加の意欲があっても提案書作成の時間的制約が参加の阻害要因となるおそれがある。 今回の監査において、参加事業者が 1 者のものは 29.0%であり、4 者以上と並んで最も多かった。公平性や透明性、客観性が求められるプロポーザル方式による契約は、複数の事業者から企画・技術等の提案を受け、企画内容や業務遂行能力が最も優れた事業者を選定する契約方法であることから、参加事業者が 1 者という状況は好ましくない。 より多くの事業者の参加を促し、提案内容の充実を図るためにも、3 週間以上の募集期間を確保されたい。 また、契約課においては、公表期間の日数を相当期間確保することの必要性について、改めて周知徹底を図られたい。 (対象課：契約課、関係各課)		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課		総務部契約管財課（旧：契約課）
原因・理由・背景などの事情説明		各担当課の要綱確認漏れ、他業務等多忙により公表期間確保が難しいことなどから、必要最低限の公表期間となる案件が発生している。
措置の状況	いつ (いつまでに)	今年度内
	誰が (どこが)	契約管財課
	何を (どこを)	プロポーザルの募集期間を相当期間確保すること
	どのように 措置（改善） した（する）	今年度プロポーザル方式を採用することとなった案件から、本監査で指摘を受けた事項（募集要項の公表期間、議事概要の記録、評価基準における価格の優位性に関する項目の割合、募集要項記載項目）について、十分留意するよう事務連絡を発出し、注意喚起を行っている。 今後は、その他契約管財課での効率的なチェック体制構築についても検討していく。 関連画像等があれば貼付する
情報の共有	措置状況に関する周知	令和 7 年 7 月 18 日 周知開始 ※今年度最初の案件の決定日

対 象 課		総務部人事課
原因・理由・背景などの事情説明		人材派遣契約において公表期間を 2 週間程度と設定してきたが、参加事業者が 1 社になるという状況はこれまでになく、参加の阻害要因としての認識がなかったため。
措置の状況	いつ (いつまでに)	令和 8 年度プロポーザル実施時
	誰が (どこが)	人事課
	何を (どこを)	公表期間を
	どのように 措置 (改善) した (する)	3 週間以上確保するよう全体スケジュールの見直しを行う 担当者へ周知済 関連画像等があれば貼付する
情報の共有	措置状況に関する周知	令和 7 年 6 月 1 7 日 周知済

対 象 課		区民部地域区民ひろば課
原因・理由・背景などの事情説明		11 月中の契約締結および年度内に成果物を納品してもらうためのスケジュールを組むにあたっては、11 月 13 日から始まる本議会等との兼ね合いもあり、選定委員会のスケジュールを調整することが非常に困難であった。そのためプロポーザル方式実施の公表期間を 2 週間に設定したものである。
措置の状況	いつ (いつまでに)	8 月末までに
	誰が (どこが)	地域区民ひろば課職員
	何を (どこを)	プロポーザル方式実施の公表期間は原則 3 週間以上であること
	どのように 措置 (改善) した (する)	プロポーザルを実施するにあたっては、原則の期間設定を守ることを前提として、始まりから終わりまでのスケジュールを構築し、課内で検討をした上で決定するものであることを、全員が揃う会議の場で課内共有する。 関連画像等があれば貼付する

情報 の 共有	措置状況に関する周知	令和 7 年 8 月 25 日の全体会で周知済
---------------	------------	-------------------------

**令和 6 年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2 3 意見・要望	(3) 履行内容の評価及び成果の検証について
監査結果報告における意見・要望事項		
(3) 履行内容の評価及び成果の検証について 業務委託契約の適正な履行を確保するためには、契約書や仕様書に具体的に委託内容を明記したうえで、契約締結時だけでなく契約期間中においても随時打合せを実施するなどして履行状況を把握することが不可欠である。 役務提供型の業務委託契約については、業務計画書や履行確認チェックシート、作業報告書等も活用しながら履行状況を確認することが必要とされている。 今回の監査においては、全ての契約で履行状況の確認と評価がなされていた。 また、履行内容の評価結果を仕様書の見直しや事業実施内容の見直し、予定価格の見直し、次回以降のプロポーザルにおける募集要項の見直し、次回以降のプロポーザルにおける事業者選定の評価基準の見直しに活用した契約は各項目とも 40～50%程度となっている。 履行内容の評価をとおして業務・サービスの見直しに一定程度取り組んでいることが確認できたものの、履行確認チェックシートの活用をもって契約更新の判断材料としている契約も見受けられた。 次年度の契約更新を前提としたプロポーザル方式による契約であっても、履行確認チェックシートの活用だけでなく、履行状況、成績等の評価も合わせて実施し、それを十二分に活用することにより、契約を更新する根拠や理由がより明確になり、契約の透明性、業務の質の確保につなげることができる。 契約課においては、プロポーザル方式による契約において実施される業務は、受注しようとする者の企画力や技術力での競い合いを促進することで業務の質の向上を目指すことが重要であり、また、事業の効果や効率を高めるためにも、事業実施の成果について評価基準を設定の上、評価結果を事務改善や見直しに活用することをプロポーザル方式による契約手続きに位置付けることを検討されたい。 (対象課：契約課)		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課		総務部契約管財課（旧：契約課）
原因・理由・背景などの事情説明		履行確認チェックシート等で履行状況を確認しているものの、契約更新時の履行状況確認については特に定めがないため、根拠や理由が曖昧になっている。
措置の状況	いつ (いつまでに)	今年度内
	誰が (どこが)	契約管財課
	何を (どこを)	事業実施の成果について評価基準を設定すること
	どのように 措置（改善） した（する）	業務委託成績評定を実施する等、既存の仕組みを活用することで、評価基準の設定により契約更新時の根拠を明確にすることや、事務改善及び見直しが可能かを検討していく。 関連画像等があれば貼付する

情報 の 共有	措置状況に関する周知	引き続き検討を行い、必要に応じて今年度内に要綱改正のうえ、周知予定
---------------	------------	-----------------------------------

**令和 6 年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2 3 意見・要望	(4) 総括意見について
監査結果報告における意見・要望事項		
(4) 総括意見について プロポーザル方式による契約は随意契約に該当することから、一般競争入札の例外的なものとして限定されており、対象となる業務は、単純、定型的なサービスではなく、相当程度に高度な創造性、技術力または経験が必要なサービスであることなどが前提となる。このため、豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱（以下「要綱」）第 3 条に規定のある対象業務に該当するか否かについて、契約課長を通じて総務部長にあらかじめ協議をすることとなっている。 今回の監査においては、事前協議によりプロポーザル方式の採用が決定した後は、契約課が所管課と改めて協議等をする機会はなく、プロポーザルの実施手順は実質的に所管課に委ねられている状況が認められた。 また、指導事項に掲げたように、プロポーザル方式による契約手続きの拠りどころとなる要綱に沿った事務処理が行われていない例が散見されたほか、要綱の規定そのものと各課の選定事務の実態に多くの乖離が見られた。 一例をあげると、選定委員会は、提案者の提案を公平かつ公正に評価するために評価委員会を設置すると要綱第 6 条に規定されており、予定価格が 1,000 万円未満の事業や選定委員会で評価委員会を設置する必要がないと決定した場合等を除き、原則、評価委員会を設置することになっている。今回監査対象とした契約 62 件のうち、予定価格が 1,000 万円以上の契約は 45 件あり、そのうち 43 件は評価委員会を設置しない理由を明確にしないまま、選定委員会の委員が評価委員を兼ねて提案書の評価も行っていた。 プロポーザル方式による契約の所管課である契約課においては、要綱について再周知を図ることはもとより、多様化、複雑化する行政需要に対応し、選定事務をより実効性のあるものにするためにも、各課の選定事務の現状や選定過程を把握しながら情報提供や相談体制の構築に努められたい。さらに、必要に応じて実施手順や要綱の見直しをするなど効果的、効率的な事務執行について検討されたい。 また、事前協議によりプロポーザル方式の採用を決定した以降においても、募集要項の公表や受託候補者の決定などの機会を捉えて、所管課と協議するなど、制度所管課として関与する機会を設け、要綱に沿った適正な事務処理が行われているのかチェック体制の強化を検討されたい。 今後においては、プロポーザル方式のメリットを生かし、適正な契約事務の執行とより良い行政サービスの確保ができるよう、制度充実に向けた取り組みを期待する。 (対象課：契約課)		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課		総務部契約管財課（旧：契約課）
原因・理由・背景などの事情説明		各担当課の要綱確認漏れ、契約管財課における各課の選定事務の現状の把握不足
措置の状況	いつ (いつまでに)	今年度内
	誰が (どこが)	契約管財課
	何を (どこを)	各課から契約管財課への相談体制及びチェック体制について

	どのように 措置（改善） した（する）	プロポーザル実施担当課からの質問、相談事項等は随時受け付け、場を設けた打ち合わせ等も行っており、相談体制は整えている。各担当課がより効果的、効率的な事務執行を行えるよう、必要に応じて要綱改正及び手続きの見直しを検討していく。また、契約管財課での効率的なチェック体制構築についても併せて検討していく。 関連画像等があれば貼付する
情報 の 共有	措置状況に関する周知	引き続き検討を行い、必要に応じて今年度内に要綱改正のうえ、周知予定